

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年10月13日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2101350 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2200074 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日（平成 29 年 10 月 16 日）及び取得年月日（平成 31 年 1 月 1 日）を取り消し、平成 29 年 10 月から平成 30 年 12 月までの標準報酬月額を 18 万円に訂正することが必要である。

平成 29 年 10 月 16 日から平成 31 年 1 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録する必要がある。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 10 月 16 日から平成 31 年 1 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 40 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 29 年 10 月 16 日から平成 31 年 1 月 1 日まで

私は、平成 28 年 8 月 16 日から令和 3 年 2 月 5 日まで A 社に在籍していたが、同社の事業主は、令和 2 年 1 月 27 日付けで私の厚生年金保険の資格喪失年月日を平成 29 年 10 月 16 日として日本年金機構に届け出た。

その後、A 社の事業主が令和 3 年 2 月 12 日付けで資格喪失年月日を同年 2 月 6 日に訂正する届出を提出したものの、請求期間は保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっている。

請求期間中は私傷病で休職し、B 健康保険組合から傷病手当金を支給され、毎月の厚生年金保険料は会社が立て替えていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、B 健康保険組合から提出された請求者に係る被保険者台帳及び傷病手当金請求書、請求者から提出された退職証明書並びに A 社から提出された振替伝票及び同社の回答により、請求者が請求期間において同社に継続して在籍し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、上記の振替伝票により推認できる厚生年金保険料額から 18 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 29 年 10 月から平成 30 年 12 月までの期間について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、令和 2 年 1 月 27 日付けで請求者の厚生年金保険の資格喪失年月日を平成 29 年 10 月 16 日とする厚生年金保険被保険者資格喪失届を年金事務所に届け出た後、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 3 年 2 月 12 日付けで当該資格喪失年月日を同年 2 月 6 日に訂正する届出を行ったため、請求者の当該期間については厚生年金保険法第 75 条本文該当により保険給付の対象とならない記録とされている上、年金事務所は、遡及する資格喪失届が提出された場合は、過誤納となつた保険料を資格喪失届提出後に納付されるべき厚生年金保険料に充当する（厚生年金保険料を還付した場合を含む。）ことから、事業主は、平成 29 年 10 月 16 日から平成 31 年 1 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第2200135号

厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第2200075号

第1 結論

1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を令和元年8月1日から平成31年4月1日に訂正し、同年4月から令和元年7月までの標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

平成31年4月1日から令和元年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、平成31年4月1日から令和元年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②のうち、請求者のA社における令和元年8月1日から同年11月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和元年8月から同年10月までの標準報酬月額については22万円から26万円とする。

令和元年8月から同年10月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年8月から同年10月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求期間②のうち、請求者のA社における令和元年11月1日から令和2年3月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和元年11月から令和2年2月までの標準報酬月額については22万円から26万円とする。

なお、令和元年11月1日から令和2年3月1日までの期間について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生年月日：平成7年生

住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：① 平成31年4月1日から令和元年8月1日まで
② 令和元年8月1日から令和2年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間①の厚生年金保険の加入記録が、保険給付の対象となる記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっている。また、同社に勤務した請求期間②の標準報酬月額の記録が、給与（支給）明細書に記載されている給与額より低く記録されているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、雇用保険の加入記録並びに請求者から提出された労働条件通知書、給与（支給）明細書及び預貯金通帳により、請求者は、当該期間にA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の平成31年4月から令和元年7月までの標準報酬月額については、上記給与（支給）明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額に見合う標準報酬月額並びに日本年金機構の回答から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成31年4月から令和元年7月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは、いずれも回答を得られないが、年金事務所は、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和3年9月2日に受付した請求者からの確認請求に対して、請求者の資格取得年月日を平成31年4月1日とする処理を職権で行っていることから、年金事務所は請求者の平成31年4月1日から令和元年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②のうち、令和元年8月1日から同年11月1日までの期間について、請求者から提出された給与（支給）明細書及び預貯金通帳により、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額（22万円）を超える額であることが認められる。

したがって、令和元年8月1日から同年11月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給与（支給）明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び本来の報酬月額に見合う標準報酬月額から、26万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、令和元年8月から同年10月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答を得られないが、年金事務所は、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和3年9月2日に受付した請求者からの確認請求に対して、請求者の資格取得年月日を平成31年4月1日とし、同日から令和元年11月1日までの標準報酬月額を22万円とする訂正を

職権で行っていることから、年金事務所は、請求者の令和元年8月1日から同年11月1日までの期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求期間②のうち、令和元年11月1日から令和2年3月1日までの期間については、訂正請求日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額は、厚生年金保険法に基づき認定することとなるところ、請求者から提出された給与（支給）明細書及び預貯金通帳並びに日本年金機構の回答から判断すると、当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、26万円であると認められる。

したがって、請求者の令和元年11月1日から令和2年3月1日までの期間に係る標準報酬月額を、26万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2200136 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2200076 号

第1 結論

1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を令和元年8月1日から平成31年4月1日に訂正し、同年4月から令和元年7月までの標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

平成31年4月1日から令和元年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録する必要がある。

事業主は、平成31年4月1日から令和元年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②について、請求者のA社における令和元年8月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和元年8月の標準報酬月額については26万円から30万円とする。

令和元年8月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年8月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 平成6年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成31年4月1日から令和元年8月1日まで

② 令和元年8月1日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間①の厚生年金保険の加入記録が、保険給付の対象ならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっている。また、同社に勤務した請求期間②の標準報酬月額の記録が低く記録されているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、雇用保険の加入記録、請求者から提出された労働条件通知書及び給与（支給）明細書（令和元年5月分から令和2年2月分まで）並びに請求者が給与の振込先としていた金融機関から提出された請求者に係る取引推移一覧表（以下「取引推移一覧表」という。）により、請求者は、当該期間にA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の平成31年4月から令和元年7月までの標準報酬月額については、請求者は、平成31年4月分の給与（支給）明細書を保有していないものの、請求者と同月に採用された同僚に係る当該月分の給与（支給）明細書から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、請求者においても当該月分の厚生年金保険料が控除されたものと推認でき、上記給与（支給）明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額に見合う標準報酬月額並びに日本年金機構の回答から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成31年4月から令和元年7月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは、いずれも回答を得られないが、年金事務所は、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和3年9月2日に受付した請求者からの確認請求に対して、請求者の資格取得年月日を平成31年4月1日とする処理を職権で行っていることから、年金事務所は請求者の平成31年4月1日から令和元年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②について、請求者から提出された給与（支給）明細書及び取引推移一覧表により、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額（26万円）を超える額であることが認められる。

したがって、令和元年8月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給与（支給）明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び本来の報酬月額に見合う標準報酬月額から、30万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、令和元年8月の請求者に係る届出や保険料納付について、回答を得られないが、年金事務所は、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和3年9月2日に受付した請求者からの確認請求に対して、請求者の資格取得年月日を平成31年4月1日とし、同日から令和元年9月1日までの標準報酬月額を26万円とする訂正を職権で行っていることから、年金事務所は、請求者の令和元年8月1日から同年9月1日までの期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。